

令和3年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R3. 8. 26	R3. 9. 1	小金井市〇〇二丁目〇〇番〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書 (東京都情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く。)	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
2	R3. 8. 26	R3. 9. 2	東京都東久留米市〇〇三丁目〇〇-〇〇における旧建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
3	R3. 7. 5	R3. 9. 3	1 「「東京都市計画 丸の内一丁目特定街区」(当初決定)のうち、表紙、目次、「2. 申し出書」、「4. 都市計画決定の内容」、「5. 当該特定街区及び建築計画の概要」及び「6. 建築に伴う周辺環境」 2 「「東京都市計画 丸の内一丁目特定街区」(変更)のうち、表紙、「1. 申出書」、「2. 権利関係図書」(謄本及び公図を除く)、「3. 都市計画決定の素案」及び平成20年6月付け丸の内一丁目特定街区計画提案書 3 「「東京都市計画 有楽町一丁目特定街区」のうち、表紙、目次、「2. 申し出書」、「3. 念書」、「6. 都市計画決定の内容」、「7. 当該特定街区及び建築計画の概要」及び「8. 建築に伴う周辺環境」 外3件	※	1						1	1	1						都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
4	R3. 8. 25	R3. 9. 3	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成28年10月25日受付 建設業許可申請書 一式(閲覧対象部分に限る)	19	1													1	都市整備局市街地建築部建設業課
5	R3. 8. 26	R3. 9. 3	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年8月10日受付 決算変更届出書 第27期 一式(閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年6月21日受付 決算変更届出書 第28期 一式(閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年6月30日受付 決算変更届出書 第29期 一式(閲覧対象部分に限る)	49	1													1	都市整備局市街地建築部建設業課
6	R3. 8. 30	R3. 9. 3	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和3年6月7日受付 変更届出書(役員等の氏名) 一式(閲覧対象部分に限る)	2	1													1	都市整備局市街地建築部建設業課
7	R3. 8. 27	R3. 9. 3	(1) 小金井市〇〇三丁目〇〇番〇〇号、同番〇〇号及び同番〇〇号における建築基準法第43条第2項第2号許可に係る協定図 (2) 小金井市〇〇三丁目〇〇番〇〇号、同番〇〇号及び同番〇〇号における建築基準法第43条第2項第2号許可に係る道に関する協定書並びに道に関する協定承諾書 (3) 小金井市〇〇三丁目〇〇番〇〇号、同番〇〇号及び同番〇〇号における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書並びに道に関する協定承諾書 (東京都情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く。)	4	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R3. 7. 8	R3. 9. 6	1 「MID-AIR COLLISION AVOIDANCE 航空機空中衝突防止 Aug2009」 2 「フライイン概要について」 3 「平成22年1月22日付け「第2回横田カンファレンス開催のお知らせ」」 4 「2011年11月21日付けKanto Plain MACA Conference 招待状」 5 「第2回横田カンファレンス、フライイン申込詳細」 6 「「FW: 20110916TMG(R) *MACA on 24 Sep 11//横田空中衝突防止会議について」(2011年9月20日付け15:50)」 7 「MID-AIR COLLISION AVOIDANCE 航空機空中衝突防止のために 21 Apr 2013」 8 「第四回横田カンファレンス、フライイン申込詳細」 9 「2015年2月6日付け Kanto Plain MACA Conference 招待状」 10 「Kanto Plain Mid-Air Collision Avoidance Conference Fly-in Approval」 外8件	※	1													(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条2号及び4号) 署名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条2号及び6号) 国や都の職員等のメールアドレス等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号) 振込先情報は、公にすることにより、犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号及び6号) 非公開である航空運用に関する情報を公にすることにより、航空上の安全管理が阻害され公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れおそれがあるとともに、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。また、非公開である航空運用に関する情報を、都が、横田基地の了承なく公にすることにより、都と横田基地との信頼関係が損なわれ、横田基地から必要な情報を適時適切に得ることができなくなるなど、都の基地対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 東京都が北関東防衛局に問い合わせた内容及び回答が公になることにより、本件事業に係る都の公式な見解と誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、都の基地対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局基地対策部基地対策担当
9	R3. 7. 8	R3. 9. 6	1 「CIVIL AIRCRAFT HOLD HARMLESS AGREEMENT」 2 「CIVIL AIRCRAFT HOLD HARMLESS AGREEMENT (一部記載例等記載)」 3 「Kanto Plain Mid-Air Collision Avoidance Conference 20 March 2010 (英語)」 4 「Kanto Plain Mid-Air Collision Avoidance Conference 20 March 2010 (日本語_記入例)」 5 「Kanto Plain Mid-Air Collision Avoidance Conference 19 March 2011」 6 「CIVIL AIRCRAFT HOLD HARMLESS AGREEMENT (英語)」 7 「CIVIL AIRCRAFT HOLD HARMLESS AGREEMENT (一部記載例等記載)」 8 「「横田カンファレンス延期のお知らせ」(2011年3月13日付け14:35)」 9 「Kanto Plain Mid-Air Collision Avoidance Conference 04 April 2015」 10 「CIVIL AIRCRAFT HOLD HARMLESS AGREEMENT (英語)」 外1件	※	1													都市整備局基地対策部基地対策担当	
10	R3. 8. 25	R3. 9. 7	令和3年6月29日付 第ERI-21011761号 上記についての建築計画概要書の写し	10	1													都市整備局市街地建築部建築指導課	
11	R3. 9. 2	R3. 9. 8	東京都国立市〇〇一丁目〇〇番〇〇及び同所〇〇番〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定書	3	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
12	R3. 8. 30	R3. 9. 9	この7月26日、都が收受した国交省からの都市整備部〇〇宛書類(この8月26日に開示された)に関する課長以上への内容報告書と、上司からの指示書一式					1										都市整備局市街地整備部区画整理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R3. 8. 30	R3. 9. 10	平成28年3月28日付 27東防建確第0186号 上記についての建築計画概要書の写し	12	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
14	R3. 8. 30	R3. 9. 10	平成28年10月28日付 27東防建確第0186号の1 上記についての建築計画概要書の写し	13	1							1							印影は公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
15	R3. 8. 27	R3. 9. 10	狛江市〇〇五丁目〇〇番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇及び同番〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
16	R3. 8. 12	R3. 9. 11	令和3年度 東京都技術会議	※	1														—	都市整備局総務部企画技術課
17	R3. 8. 30	R3. 9. 13	東京都市計画事業花畑東部土地区画整理事業換地図その2（換地処分後の土地図）No. 6	8	1														—	都市整備局市街地整備部区画整理課
18	R3. 7. 17	R3. 9. 14	補助86号線に関する知事あて要請書への対応について	※	1							1	1	1		1			<p>(7条2号) 氏名(肩書含む。)は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条2号及び4号) 印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、当該情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号) 法人等の名称及び要請書の内容は、法人等の主張や実施機関に対する要望が率直かつ具体的に記載されたものであり、公表されることを想定したものではなく、公にすると実施機関と法人との信頼関係が損なわれ、今後、要望等の申出をためらうなど要望等が潜在化することにより、広聴事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすとともに、本件対象公文書に記載されている法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号) 電話番号は、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所事業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
19	R3. 7. 17	R3. 9. 14	補助86号線に関する知事あて要請書への対応について	※		1													<p>(7条2号) 氏名(肩書含む。)は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条2号及び4号) 印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。また、当該情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号) 法人等の名称及び要請書等の内容は、法人等の主張や実施機関に対する要望が率直かつ具体的に記載されたものであり、公表されることを想定したのではなく、公にすると実施機関と法人との信頼関係が損なわれ、今後、要望等の申出をためらうなど要望等が潜在化することにより、広聴事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすとともに、本件対象公文書に記載されている法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号) 電話番号は、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局第二市街地整備事務所事業課
20	R3. 7. 16	R3. 9. 14	「平成29年度 日本建築行政会議全国会議 部会検討結果報告」 「平成30年度 日本建築行政会議全国会議 部会検討結果報告」 「令和元年度 日本建築行政会議全国会議 部会検討結果報告」 「令和2年度 日本建築行政会議 部会検討結果報告」	※		1												<p>(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人の識別することができるものであるため</p> <p>(7条4号) 建物の内部の間取りが分かる部分は、公にすることにより、建物への不法な侵入盗、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 公にされていない組織共有メールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量かつ無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に資料を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条2号及び6号) 法人等の担当者、国及び自治体職員のメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人の識別することができるものであるため。また当該情報は、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量かつ無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に資料を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建築企画課	
21	R3. 9. 10	R3. 9. 15	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年9月10日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	
22	R3. 9. 2	R3. 9. 15	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和3年8月31日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	
23	R3. 9. 7	R3. 9. 15	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年9月7日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	
24	R3. 9. 9	R3. 9. 15	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年7月分・8月分)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
25	R3. 9. 7	R3. 9. 15	建築計画概要書 令和2年度 6066号 令和3年度 6263号	14	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所 建築指導第一課
26	R3. 7. 21	R3. 9. 16	都市再生ステップアップ・プロジェクト（渋谷地区）渋谷一丁目地区共同開発事業の事業実施方針 質問書	※	1													—	都市整備局市街地整備部企画課
27	R3. 7. 21	R3. 9. 16	(1) 令和3年4月13日付け「ご意見・ご要望」 (2) 令和3年6月2日付收受「渋谷一丁目地区共同開発事業に対する要望書（案）」 (3) 令和3年6月25日付收受「知事への提言」	※	1						1	1	1		1			(7条2号) 氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、所属は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、要望書の一部の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため (7条2号及び4号) 印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。また、当該情報は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため (7条2号及び6号) 氏名、住所、電話番号、提言・要望等の内容は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。また、当該情報は、都に寄せられた都政に関する提言・要望等であって、都の広聴業務に関する情報であり、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなり、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条3号及び6号) 法人の名称が記載された文書は、公表を前提としていない文書であり、公にすることにより本件対象公文書に記載されている法人により提出された要望書ということが判明し、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、当該情報は、都に寄せられた都政に関する提言・要望等であって、都の広聴業務に関する情報であり、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなり、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課
28	R3. 9. 8	R3. 9. 16	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和3年8月31日受付 決算変更届出書 第63期 一式（閲覧対象部分に限る）	23	1								1					印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
29	R3. 9. 7	R3. 9. 17	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和元年12月11日受付 決算変更届出書 第29期 一式（閲覧対象部分に限る） (2) 令和2年9月30日受付 決算変更届出書 第30期 一式（閲覧対象部分に限る）	37	1								1					印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
30	R3. 9. 7	R3. 9. 17	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和元年7月22日受付 決算変更届出書 第30期 一式（閲覧対象部分に限る） (2) 令和2年7月13日受付 決算変更届出書 第31期 一式（閲覧対象部分に限る） (3) 令和2年9月1日受付 変更届出書（別紙8）の訂正について (4) 令和3年7月27日受付 決算変更届出書 第32期 一式（閲覧対象部分に限る） (5) 令和3年8月31日受付 変更届出書（別紙8）の訂正について	82	1								1					印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
31	R3.9.8	R3.9.17	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 決算変更届出書 第50期 うち財務諸表 (2) 決算変更届出書 第51期 うち財務諸表	22	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課
32	R3.9.13	R3.9.17	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成29年9月1日受付 建設業許可申請書 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和2年5月28日受付 決算変更届出書 第62期 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和3年5月28日受付 決算変更届出書 第63期 一式 (閲覧対象部分に限る)	55	1							1						印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R3.7.29	R3.9.17	(1) 平成22年7月1日付け「標識設置届」 ※平成25年4月1日までの変更内容も記載 (2) 平成25年11月1日付け「標識設置届(変更)」 ※平成28年2月16日までの変更内容も記載 (3) 平成28年4月18日付け「標識設置届(変更)」 ※平成30年7月24日までの変更を記載したもの (4) 平成30年9月7日付け「標識設置届(変更)」 ※令和3年4月2日までの変更内容を記載 (5) 標識の写真(当初届出時点及び第1回から第30回までの各変更時点の標識の写真)	※	1						1	1	1				(7条2号)氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号)公になっていない法人の電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条2号及び4号)個人の印影及び署名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号)法人の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課	
34	R3.8.2	R3.9.27	(1)「東京における都市計画道路の整備方針」計画検討路線(仮称)路線調査 回答(文京区) (2)「東京における都市計画道路の整備方針」計画検討路線(仮称)路線調査 回答(台東区)	4	1													—	都市整備局都市基盤部街路計画課
35	R3.8.2	R3.9.27	「東京における都市計画道路の整備方針」計画検討路線(仮称)路線調査 依頼文	4	1									1				職員のメールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部街路計画課
36	R3.9.14	R3.9.27	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届書 第39期 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届書 第60期 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届書 第61期 一式 (閲覧対象部分に限る) (4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届書 第18期 一式 (閲覧対象部分に限る) (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届書 第21期 一式 (閲覧対象部分に限る)	※	1							1						印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
37	R3.9.14	R3.9.27	(1) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 令和3年6月4日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和2年11月20日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和3年5月24日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (4) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 平成29年5月8日受付 建設業許可申請書のうち使用人数 (5) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 令和3年1月6日受付 建設業許可申請書のうち使用人数	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
38	R3. 9. 16	R3. 9. 27	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 令和2年4月10日受付 建設業許可申請書 一式 (閲覧対象部分に限る)	54	1													印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
39	R3. 9. 22	R3. 9. 27	狛江市〇〇四丁目〇〇番〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図	1	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
40	R3. 9. 16	R3. 9. 28	平成19年3月26日付 第UHEC建確17600変2号 上記についての建築計画概要書の写し	5	1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課
41	R3. 9. 15	R3. 9. 29	(1) 25都市建指第1013号「建築基準法第12条5項の規定に基づく報告(受理)」 (2) (建築場所) 江戸川区〇〇6-〇〇-〇〇他に係る総合設計制度の許可の内容															(1) 平成25年度に作成された1年保存の公文書であるため、平成27年度に廃棄済みであり、現在は存在しないため (2) 総合設計制度の許可の内容については、実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局市街地建築部建築指導課
42	R3. 8. 10	R3. 9. 30	(1) (1) 施行地区の位置図 1:5000 (神田練堀町地区第一種市街地再開発事業) (2) (2) - 1 施行地区の区域図 1:2500 (神田練堀町地区第一種市街地再開発事業) (3) (2) - 2 施行地区の区域図 1:400 (神田練堀町地区第一種市街地再開発事業) (4) (2) - 3 施行地区の区域図 1:400 (神田練堀町地区第一種市街地再開発事業) (5) 添付図面 (1) 施行地区の位置図 S=1:10,000 (虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業) (6) 添付図面 (2) - 1 施行地区の区域図 S=1:2,500 (虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業) (7) 添付図面 (2) - 2 施行地区の区域図 (公図写) S=1:700 (虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業) (8) 施行地区の位置図 (虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業) (9) 施行地区の区域図 (虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業) (10) 区域図 (公図写) (虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業) (11) (1) 施行地区位置図 (大井一丁目南第1地区第一種市街地再開発事業) (12) (2) 施行地区区域図 (大井一丁目南第1地区第一種市街地再開発事業) (13) 位置図 1:10,000 (武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業) (14) 施行地区の区域図 1:2,500 (武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業) (15) 公図写 S=1:800 (武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業) (16) 添付書類 (1) 施行地区位置図 S=1:10,000 (道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業) (17) 添付書類 (2-1) 施行地区区域図 S=1:2,500 (道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業) (18) 添付書類 (2-2) 施行地区区域図 (公図写) S=1:1,000 (道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業) (19) 添付書類① 施行地区の位置図 1/10000 (千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業) (20) 添付書類② 施行地区の区域図 1/2500 (千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業) (21) 施行地区の位置図 (添付書類①) S=1:5,000 (宇田川町14・15番地区第一種市街地再開発事業) (22) 施行地区の区域図 (添付書類②) S=1:2,500 (宇田川町14・15番地区第一種市街地再開発事業) (23) 添付書類 (1) 施行地区位置図 (武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業) (24) 添付書類 (2) 施行地区区域図① (武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業) (25) 添付書類 (2) 施行地区区域図② (武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業) (26) 地形図 (武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業)	※	1													—	都市整備局市街地整備部再開発課
43	R3. 9. 27	R3. 9. 30	東京都国立市〇〇一丁目〇〇番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇、同番〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する道に関する協定図	1	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。